2　私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられた改正前国共済法第八十四条第一項に規定する文部科学省令で定める場合であって、障害の程度が障害等級の三級に該当する者に係るものは、私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられた改正前国共済法第八十四条第一項に規定する診査を受けた日のいずれか遅い日以後、改正後厚生年金保険法施行規則第四十七条の二の二第二項各号に掲げるいずれかの状態に至った場合とする。

（年金の支払の調整）

**第二十二条**　私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第五条第二項の規定により同条第一項の規定による年金である給付の支払金の金額の過誤払による返還金に係る債権（以下この条において「返還金債権」という。）への充当は、次の各号に掲げる場合に行うことができるものとする。

一　年金である給付の受給権者の死亡を給付事由とする旧職域加算遺族給付の受給権者が、当該年金である給付の受給権者の死亡に伴う当該年金である給付の過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者であるとき

二　旧職域加算遺族給付の受給権者が、同一の給付事由に基づく他の遺族共済年金の受給権者の死亡に伴う当該遺族共済年金の過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者であるとき

（老齢厚生年金の請求等に係る経過措置）

**第二十三条**　当分の間、第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済法施行規則第四十二条の規定の適用については、同条中「並びに第三項」とあるのは、「並びに第三項、第三十条の二第一項」とする。この場合において、第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済法施行規則第二十四条第四項の規定を準用する。

## ○厚生労働省令第百五十三号

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十七年九月三十日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　山口　俊一

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

**第一条**　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八十七条」を「第八十七条の三」に、「第八十八条の六」を「第八十八条の十一」に改める。

第一条第一項中「被保険者」を「被保険者（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下「法」という。）第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者（以下「第一号厚生年金被保険者」という。）に限る。第八条の二、第十条の三、第三十二条の二及び第三章の二を除き、以下同じ。）」に、「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下「法」という。）」を「法」に改め、「使用される者（」の下に「法律によつて組織された共済組合（以下単に「共済組合」という。）の組合員又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学教職員共済制度の加入者」という。）を除く。」を、「又は事務所（」の下に「第一号厚生年金被保険者に係るものに限る。」を加え、同条第二項第三号中「事業主」の下に「（第一号厚生年金被保険者に係るものに限る。以下同じ。）」を加える。

第三条第一項中「による被保険者（」の下に「第一号厚生年金被保険者に限る。」を加える。

第五条の二第一項各号列記以外の部分中「被保険者（」の下に「第一号厚生年金被保険者に限る。」を加える。

第五条第一項各号列記以外の部分中「使用される者（」の下に「法律によつて組織された共済組合（以下単に「共済組合」という。）の組合員又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学教職員共済制度の加入者」という。）を除く。」を、「又は事務所（」の下に「第一号厚生年金被保険者に係るものに限る。」を加え、同条第二項第三号中「事業主」の下に「（第一号厚生年金被保険者に係るものに限る。以下同じ。）」を加える。

第六条第一項第六号中「国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下「平成二十四年一元化法改正前国共済法」という。）」に、「地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）」を「平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下「平成二十四年一元化法改正前地共済法」という。）」に改める。

第八条の二（見出しを含む。）中「加入者」を「加入者たる被保険者」に改める。

第十条第一項中「）の申出」の下に「（第一号厚生年金被保険者に係るものに限る。）」を加える。

第十条の二第一項中「による申出」の下に「（第一号厚生年金被保険者に係るものに限る。）」を加える。

第十条の二の二第一項各号列記以外の部分中「の申出」の下に「（第一号厚生年金被保険者又は第一号厚生年金被保険者であつた者に係るものに限る。以下この条において同じ。）」を加える。

第十一条の三第二項第二号イ中「掲げる保険給付」の下に「（厚生労働大臣が支給するものに限る。ロにおいて同じ。）」を加える。

第十二条の二第一項中「厚生労働大臣の通知」を「通知（厚生労働大臣が行うものに限る。）」に改め、同項第四号中「第十五条の二第一項」を「第十五条の四第一項」に改め、同条第二項中「同項の規定により通知」を「法第三十一条の二の規定による通知（厚生労働大臣が行うものに限る。）」に、「おける同項」を「おける同条」に、「係る同項」を「係る前項」に改め、同項第一号中「第十五条の二第二項」を「第十五条の四第二項」に改め、同項第二号中「すべて」を「全て」に改める。

第十三条第一項中「適用事業所」の下に「（第一号厚生年金被保険者に係るものに限る。以下同じ。）」を加える。

第二十五条の二第一項中「第八十一条の二」を「第八十一条の二第一項」に改め、「による申出」の下に「（第一号厚生年金被保険者に係るものに限る。）」を加え、同条第三項中「第八十一条の二第一項」に、「第八十一条の二の二」を「第八十一条の二の二第一項」に改める。

第二十五条の二の二第一項中「第八十一条の二の二」を「第八十一条の二の二第一項」に改め、「による申出」の下に「（第一号厚生年金被保険者に係るものに限る。）」を加え、同条第三項中「第八十一条の二の二」を「第八十一条の二の二第一項」に改める。

第二十五条の四中「できない方式」の下に「（第八十七条の三第二項において「電磁的方式」という。）」を加える。

第二十八条中「事業主は、」の下に「その」を加える。

第三十条第一項中「老齢厚生年金」の下に「（厚生労働大臣が支給するものに限る。第三十二条の二、次章及び第三章の三を除き、以下同じ。）」を加え、同項第五号を次のように改める。

五　削除

第三十条第一項第八号中「第二十七条第十三項及び第十四項」を「第二十七条第十五項及び第十六項」に改め、同項第九号ニ中「国家公務員共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前国共済法をいう。以下同じ。）の長期給付に関する規定による年金たる給付」に、「又は」を「若しくは」に改め、「年金たる給付」の下に「又は平成二十四年一元化法附則第四十一条の規定による年金たる給付」を加え、同号ホ中「地方公務員等共済組合法、」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前地共済法をいう。以下同じ。）の長期給付に関する規定による年金たる給付」に、「又は」を「若しくは」に改め、「年金たる給付」の下に「又は平成二十四年一元化法附則第六十五条の規定による年金たる